

平成14年度「特別課程」案内

1. 概要

本課程は、公衆衛生に関する生涯教育として、公衆衛生関係業務に従事している者に対し、業務に関する最新の知識・技術、技能を修得させるために設けられているもので

あり、各種の専門コースを開設し、各コースごとに時代の要請に即応した教育を実施する。教育期間は、概ね1カ月である。本年度は、17コースを開設する。

2. コース及び教育期間

コース名	コースの概要	教育期間
疫 学 統 計	国及び地方公共団体等において、公衆衛生に関する業務に従事する者に対し、公衆衛生活動において、調査を計画し、情報を収集・解析する際に必要な疫学、統計学の知識と技術に関する教育を実施する。	(前期) 平成14年5月7日(火) ～ 5月23日(木) (後期) 平成14年10月28日(月) ～ 11月23日(水)
薬 事 衛 生 管 理	国及び都道府県において、GMP査察を担当する薬事監視員に対し、GMP査察に必要とされる医薬品、医療用具の製造方法、品質に関する科学的専門知識を習得させ、GMP査察における判断力を高め、最新の知識を学ぶと共に薬務行政に関する重要課題に関する教育を実施する。	平成14年5月7日(火) ～ 6月7日(金)
衛 生 科 学 特 論	国及び地方公共団体等の試験研究機関において、公衆衛生分野の試験研究及び調査の業務に従事する者に対し、特定の研究課題を定め、文献調査、研究計画の作成、実験及びその結果の解析と評価などを実施することにより諸課題の解決をはかることに関する教育を実施する。	(前期) 平成14年5月7日(火) ～ 5月31日(金) (後期) 平成15年3月3日(月) ～ 3月7日(金)
地 域 保 健 研 究 開 発	国及び地方公共団体等において、公衆衛生に関する業務に従事する保健婦(士)等に対し、地域保健活動の中で得られた情報を、現場の問題解決や施策に反映させられる研究の方法を理解し、実践できる能力の開発を目的とする教育を実施する。	(前期) 平成14年5月7日(火) ～ 5月24日(金) (後期) 平成15年1月9日(木) ～ 1月10日(金)
公 衆 衛 生 看 護 管 理	国及び地方公共団体等において、管理的立場にある保健婦(士)に対して、管理に関する諸理論及び最新情報について学び、地域保健福祉活動及び公衆衛生看護活動を評価し、地域及び組織の課題を的確に把握する能力を養うと共に、公衆衛生看護管理者として効果的な活動を展開するための知識と技術を習得させるための教育を実施する。	平成14年6月3日(月) ～ 6月28日(金)
住 ま い と 健 康	国及び地方公共団体等において、公衆衛生に関する業務に従事している保健活動又は環境衛生に関する衛生部局幹部、保健婦、環境衛生監視員等に対し、住まいと健康に関する専門的な知識及び技術を習得させるための教育を実施する。	平成14年6月10日(月) ～ 7月5日(金)
食 肉 衛 生 検 査	地方公共団体の食肉衛生検査所等において、と畜検査員又は食鳥検査員として食肉衛生検査に従事する獣医師に対し、食肉の安全性確保と衛生管理向上を図るために最新の専門的知識と技術を習得させるための教育を実施する。	平成14年6月10日(月) ～ 7月10日(水)

コース名	コースの概要	教育期間
健康政策開発	地方公共団体等において、公衆衛生、保健・福祉の関係業務に従事する各種技術者及び事務職員に対し、地域保健法、地域分権一括法の施行など法制における地方分権化を受けて、生活者である住民にとって好ましい地域社会を創造するための健康政策の開発に係る能力を取得させるための教育を実施する。	平成14年9月2日(月) ～ 9月27日(金)
公衆栄養	国及び地方公共団体等において、栄養士業務に携わる管理栄養士に対し、公衆栄養・地域栄養改善活動の専門的指導者や中心人物を養成するための教育を実施する。また、健康日本21への地方計画推進を担う健康づくりのコーディネーターとして活躍できる行政栄養士を育成する。	平成14年9月2日(月) ～ 10月1日(火)
公衆衛生看護活動論	国及び地方公共団体において、地域ケアのシステムづくりに関与した経験のある保健婦(士)等の中間管理的立場にある者に対し、地域保健に従事する専門職が各地方自治体において実施する地域ケアの総合調整が図れることを目的とした教育を実施する。	(前期) 平成14年9月2日(月) ～ 9月13日(金) (後期) 平成15年1月20日(月) ～ 1月24日(金)
生活習慣病対策	国及び地方公共団体等において、公衆衛生に関する業務に従事する医師、保健婦(士)、管理栄養士に対し、地域における生活習慣病の予防を目的に、疫学・行動科学・情報科学等の基礎知識を取得させ、健康政策や健康教育に応用できるようになることを目的とした教育を実施する。	平成14年9月2日(月) ～ 9月30日(月)
食品衛生監視指導	国及び地方公共団体等において、食品衛生監視員として指導的立場にあり、既にHACCP適用を含む食品衛生管理システムに関する基礎的知識と実務経験を有する者に対し、食品衛生管理における監視、監査、指導、助言等に関する専門的かつ実務的な知識と技術を取得させることを目的とした教育を実施する。	平成14年10月1日(火) ～ 10月31日(木)
水道工学	国及び地方公共団体等の水道関係部局において、水道施設の計画、設計、運転、維持管理、水質監視、指導監督業務に従事する者に対して、水道工学の分野における学理と技術の進歩に対応するための専門的な知識と技術を取得させることを目的とした教育を実施する。	平成14年11月5日(火) ～ 12月13日(金)
医療放射線監視	国及び地方公共団体等において、医療放射線の監視・監督業務に携わる診療放射線技師に対して、放射線衛生学の基本、放射線の監視及び管理の業務に関する専門的な知識と技術を取得させることを目的とした教育を実施する。	平成15年1月14日(火) ～ 1月31日(金)
食品衛生管理	国及び地方公共団体等において、食品衛生に関する業務に従事する専門技術者及び行政担当者に対し、食品衛生管理に関する専門的かつ包括的な知識を取得させることを目的とした教育を実施する。	平成15年1月14日(火) ～ 2月14日(金)
ウイルス	地方衛生研究所等において、ウイルス検査業務に従事するウイルス検査法の基礎的技術を有する者に対し、ウイルス学、免疫学及び分子疫学等について体系的な理解と新しい知識・ウイルス診断法技術を取得させることを目的とした教育を実施する。	平成15年1月14日(火) ～ 2月14日(金)
思春期保健	保健所に勤務する医師、保健婦(士)、看護婦(士)、助産婦、小・中・高等学校に勤務する養護教諭等に対し、思春期保健に関する地域での指導的役割を果たす人材を養成することを目的とした教育を実施する。	平成15年1月14日(火) ～ 2月14日(金)

* コースの開講時期、内容、入学資格等詳細については必ず平成14年度版入学案内にてご確認下さい。